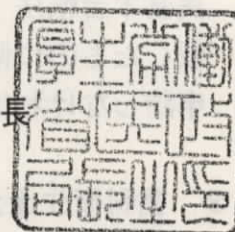


平成 24 年 6 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）により、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）が廃止され、外国人登録証明書等が平成 24 年 7 月 9 日以降、廃止される。同時に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の改正により、外国人住民についても住民票が作成されることとなる。

これに伴い、別紙のとおり出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 97 号）により、厚生労働省関係省令を改正し、外国人の各種制度の申請・届出に際し、外国人登録証明書等に代えて、住民票の写し等の書類の添付又は提示を求める等、規定の整備を行った。

医政局が所管する厚生労働省令の改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係者への周知方願いたい。

記

第一 改正の内容

1. 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正

外国人が、事故等分析事業者の登録の申請を行うに当たり、外国人登録証明書の写しに代えて、住民票の写しを添えて申請しなければならないこととする。

2. 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和 62 年厚生省令第 29 号）の一部改正

外国人が、臨床修練の許可の申請に当たり、旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。以下同じ。）その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

3. 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 19 号）、柔道整復師法施行規則（平成 2 年厚生省令第 20 号）及び言語聴覚士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 74 号）の一部改正

（1）免許の申請及び免許証の再交付

外国人が、免許の申請及び免許証の再交付の申請を行うに当たり、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書に代えて、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写しを、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者（以下「短期在留者」という。）については、旅券その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

（2）名簿の訂正及び免許証の書換交付申請

外国人が、名簿の訂正及び免許証の書換交付の申請を行うに当たり、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び申請の事由を証する書類を、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類を添えて申請しなければならないこととする。

4. 救急救命士法施行規則（平成 3 年厚生省令第 44 号）の一部改正

（1）免許の申請

外国人が、免許の申請を行うに当たり、外国人登録証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写しを、短期在留者については、旅券その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

（2）名簿の訂正

外国人が、名簿の訂正の申請を行うに当たり、外国人登録証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び申請の

事由を証する書類を、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類を添えて申請しなければならないこととする。

第二 原本証明について

臨床修練の許可申請並びに歯科衛生士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師及び救急救命士の免許の申請等については、申請窓口が厚生労働省又は指定登録機関であり、貴職を経由するものではないが、申請者から保健所等に対して、当該申請に必要な書類として旅券等の写しに原本証明を求められた場合は、適切に対応するようお願いする。

第三 施行日

平成 24 年 7 月 9 日

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「外国人に」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者に」に、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」に改める。

（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ハ中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」の写しを「の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し（国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。）及び在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限り。）とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。」に改める。

第二十五条の三第三項第三号中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」を削る。

（栄養士法施行規則の一部改正）

第三条 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第二号において同じ。）」に改め、同条第四項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

(医療法施行規則の一部改正)

第四条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項第一号中「(外国人にあつては外国人登録証明書の写し)」を削る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 次に掲げる省令の規定中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号) 第四条の四第二項第二号

二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号) 第一条の二第二項第二号、第一条の二の二の十六第二項第二号、第一条の三第二号、第三条第二号、第十二条第二号、第十九条の四第二号、第十九条の二十四の二第二項第二号、第十九条の二十四の二の二十四の二第二項第二号、第十九条の二十四の三第二項第二号、第二十一条第二号、第二十五条の四第二項第二号及び第五十三条第二項第二号

三 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号) 第十七条の二第二項第二号及び第四十四条第二号

(引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正)

第六条 引揚者給付金等支給法施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「(外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)を「(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十九号)に改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号) 第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)」に改める。

(水道法施行規則の一部改正)

第七条 水道法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項第一号中「(外国人にあつては外国人登録証明書の写し)」を削る。

第十五条の二第一号中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

第十八条第二項第二号及び第三十四条第二項第一号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第五十六条の二第一号中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

(調理師法施行規則の一部改正)

第八条 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号) 第十九条の三に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改める。

(老齢福祉年金支給規則の一部改正)

第九条 老齢福祉年金支給規則(昭和三十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又は外国人登録証明書」を削る。

(薬事法施行規則の一部改正)

第十条 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二百五十九条の七第二項第二号中「(外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号) 第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書の写し)」を「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) 第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。又は住民票記載事項証明書(同法第七十七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))」に改める。

(雇用対策法施行規則の一部改正)

第十一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「(国籍)」を「(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する地域)」に改め、同項第四号中「(第十九条第二項)」を「(第十九条第二項前段)」に改め、同条第二項中「(第二条の二第三項)」を「(第二条の二第三項前段)」に改める。

第十一条第一項中「(いずれかの)」を「(各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める)」に改め、同項各号を次のように改める。

一 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中长期在留者(以下この条において「中长期在留者」という。同法第十九条の三に規定する在留カード(次項第一号において「在留カード」という。))

二 中长期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書(出入国管理及び難民認定法第二十条第四項に規定する在留資格証明書をいう。次項第二号において同じ。)

第十一条第二項中「(出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第五十四号) 第十九条第四項に規定する資格外活動許可又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書を「次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中长期在留者 在留カード

二 中长期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第五十四号) 第十九条第四項に規定する資格外活動許可又は同令第十九条第四項の規定による資格外活動許可又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書

様式第三号(表面)中「(国)」の次に「(旅券)」を加え、同様式(裏面)注意7を次のように改める。

7 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑦欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑦欄は旅券又は在留資格証明書、⑧欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可又は就労資格証明書により確認し、記載すること。

ただし、在留カードを所持しない者については①～⑦欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改める。

(製菓衛生師法施行規則の一部改正)

第十二条 製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号) 第十九条の三に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改める。

第十三条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正
 第三十三条の三第三項第一号中「(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)」を削る。
 第三十三条の三第三項第一号中「(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

第九條第一項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、又は外国人登録証明書の写し(第十二条第一項において「戸籍の謄本等」という。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)に改める。
 第十四条第二項第一号及び第二十五号の二第三項第一号中「(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

第十四条 雇用保険法施行規則の一部改正
 第七十一条第一項中「住民票の写し」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下この項において「中长期在留者」という。)(以下この項において同じ。))を記載したものに限る。次項及び次条第一項において同じ。」「を「掲げる事項」の下に「(中长期在留者にあつては、同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに在留資格)を加え、外国人にあっては、外国人登録証明書の写し」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改め、同条第二項中「又は国民年金手帳」を「若しくは国民年金手帳又は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七條第一項に規定する特別永住者証明書」に、「同項を「前項」に改める。

様式第一号(第一面、様式第二号(第二面)注意21、様式第四号(第二面、様式第三十五号(第一面、様式第三十五号(第二面)注意1(3)ホ及び注意9、様式第三十六号(第一面)並びに様式第三十六号(第二面)注意1(2)ホ及び注意7中「(国籍)」の次に「・旅券」を加える。
 (建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正)
 第十五条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項第七号中「(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)」を「の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。))及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二條の二第二項に規定する在留資格をいう。を記載したものに限る。))とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。に改める。
 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則及び港湾労働法施行規則の一部改正)

第十六条 次に掲げる省令の規定中「(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)」を「の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。))及び在留資格(出入国管理

及び難民認定法第二條の二第二項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限る。))とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。に改める。
 一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号) 第一條の二第二項第一号ハ
 二 港湾労働法施行規則(昭和六十三年労働省令第三十五号) 第一條第二項第一号ハ
 (外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第七條等の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第十七條 外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第七條等の特例等に関する法律施行規則(昭和六十一年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
 第四條第二項第一号中「(外国人登録証明書の写し)」を「の写し、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))に改める。

第十八條 歯科衛生士法施行規則の一部改正
 第三條の三第二項第二号中「掲げる事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、「以下」を「第六條第二項において」に「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六條第二項において同じ。に改める。

第三條第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書を「(中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五條第二項において同じ。))及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。に改める。
 第五條第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書を「(中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。に改める。
 第六條第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書を」を削る。

第九條 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正
 第十九條 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一條の三第二項第二号中「掲げる事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、「以下」を「第六條第二項において」に「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六條第二項において同じ。に改める。

第六條第二項において同じ。に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五条第二項中「若しくは」を「又は」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

（柔道整復師法施行規則の一部改正）

第二十条 柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第二号中「掲げる事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を加え、「以下」を「第六条第二項において」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、

第六条第二項において同じ。）に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

（救急救命士法施行規則の一部改正）

第二十一条 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第三条第二項において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を「の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し（在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限る。）に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項、第三十五条の三第一項及び第六十七条第一項中「届出に、外国人にあつては、外国人登録証明書の写しを添えて」を「届出を」に改める。

（理容師法施行規則の一部改正）

第二十四条 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を加え、」又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。）に改める。

第三条第二項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七十五条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）に改める。

（美容師法施行規則の一部改正）

第二十五条 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を加え、」又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。）に改める。

第三条第二項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第五号に掲げる事項を記載したものに限り。)」又は外国人登録証明書の写しを削る。

第十九条第四項中「(外国人登録証明書)」を「(住民票の写し(住民基本台帳法第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))」に改める。

(言語聴覚士法施行規則の一部改正)

第二十六條 言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條 第三項第二号中「掲げる事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十條の四十五に規定する国籍等」を加え、「以下」を「第六條第二項において、日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書を、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、第六條第二項において同じ。」に改める。

第三條第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五條第二項において同じ。))及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五條第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六條第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第二十七條 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三項第一号中「外国人登録証明書」を削る。

附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

(雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第十一條の規定による改正後の雇用対策法施行規則(以下この条において「新雇対則」という。))第一條第一項第一号の規定の適用については、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。))が所持する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。))は在留カード(同法第十九條の三に規定する「在留カード」をいう。以下同じ。))とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(以下「入管法等改正法」という。))附則第十五條第二項各号に定める期間とする。

3 第一項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる中長期在留者に対する新雇対則第十一條第二項第一号の規定の適用については、同号中「在留カード」とあるのは、「旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第十九條第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九條の四第一項に規定する就労資格証明書」とする。

4 入管法等改正法附則第七條第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者(在留カードの交付を受けた者を除く。次条第三項において「後日交付中長期在留者」という。))に対する新雇対則第十一條第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第一号中「在留カード」とあるのは、「(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券」と、同条第二項第一号中「在留カード」とあるのは、「(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第七條第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第十九條第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九條の四第一項に規定する就労資格証明書」とする。

5 この省令の施行の際現に提出されている第十一條の規定による改正前の雇用対策法施行規則(次項において「旧雇対則」という。))様式第三号による外国人雇用状況届出書は、新雇対則様式第三号による外国人雇用状況届出書とみなす。

6 新雇対則第十條第三項の外国人雇用状況届出書は、当分の間、なお旧雇対則の相当様式によることができる。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第十四條の規定による改正後の雇用保険法施行規則(以下この条において「新雇保則」という。))第七十一條第二項の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書(同法第七條第一項に規定する特別永住者証明書をいう。次項において同じ。))とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は入管法等改正法附則第十五條第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は入管法等改正法附則第二十八條第二項各号に定める期間とする。

3 後日交付中長期在留者に対する新雇保則第七十一條第二項の規定の適用については、同項中「又は出入国管理及び難民認定法第十九條の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七條第一項に規定する特別永住者証明書」とあるのは、「(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券その他の身分を証する書類の写し」とする。

4 この省令の施行の際現に提出されている第十四條の規定による改正前の雇用保険法施行規則(以下この項及び次項において「旧雇保則」という。))様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、旧雇保則様式第四号による雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者氏名変更届、旧雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票並びに旧雇保則様式第三十六号による雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、それぞれ、新雇保則様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則様式第四号による雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票並びに新雇保則様式第三十六号による雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票とみなす。

5

新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第四百四十六号第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

第 1 号	「新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届」
第 2 号	「新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届」
第 3 号	「新雇保則第四百四十六号第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票」
第 4 号	「新雇保則第四百四十六号第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票」

第 5 号	「新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届」
第 6 号	「新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届」
第 7 号	「新雇保則第四百四十六号第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票」
第 8 号	「新雇保則第四百四十六号第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票」

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 新旧対照表 (抄)

○ 医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行 法
第十二条の二 (略) 2 (略) 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し 二六 (略)	第十二条の二 (略) 2 (略) 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し (外国人にあつては外国人登録証明書の写し) 二六 (略)

○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四条 法第三条第一項の規定により臨床修練の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）その他の身分を証する書類の写し 二〃九（略） 3・4（略）	第四条 法第三条第一項の規定により臨床修練の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し 二〃九（略） 3・4（略）

改 正 案	現 行
（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（以下「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三（略） 3（略）	（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書） 三（略） 3（略）

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

（略）

（略）

○ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（免許の申請） 第一条の三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 （略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（以下「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三 （略） 3 （略）	（免許の申請） 第一条の三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 （略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書） 三 （略） 3 （略）

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本若しくは抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3
5 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3
5 (略)

改 正 案	現 行
（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三（略） 3（略）	（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3(5) (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3(5) (略)

（本項の旨）
「本項の旨」とは、前項の申請をするに当たって、申請者が提出するべき書類（様式第四号による申請書、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）の提出を指すものとする。

（本項の旨）
「本項の旨」とは、前項の申請をするに当たって、申請者が提出するべき書類（様式第四号による申請書、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）の提出を指すものとする。

改 正 案	現 行
（免許の申請） 第一条の三 免許を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第三条第二項において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写しとする。） 二 （略） （名簿の訂正）	（免許の申請） 第一条の三 免許を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書）

第三条 救急救命士は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者については、住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三条 救急救命士は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

改 正 案	現 行
（免許の申請） 第一条の三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 （略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三 （略） 3 （略）	（免許の申請） 第一条の三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 （略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書） 三 （略） 3 （略）

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3・4 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3・4 (略)

